

# 令和3年6月1日スタート!

## 食品営業許可制度が大きく変わります!!

- ✓食品衛生法が改正され、許可業種の見直し、届出制度の創設により、**新たな手続きが必要**になる場合があります。
- ✓改正前から営業を行っている場合、手続きには、経過措置期間が設けられています。(詳細は裏面を参照)

### ✓ 営業許可業種の主な変更点

#### ① 新設される業種

これまで許可が必要なかった業種で、**新たに許可が必要となります。**

- ◆水産製品製造業(鰹節、明太子等水産製品の製造)
- ◆液卵製造業
- ◆漬物製造業
- ◆食品の小分け業

#### ② 一部の業態が許可から届出へ移行される業種

- ◆食肉販売業(包装済食品のみを販売する場合)
- ◆魚介類販売業(包装済食品のみを販売する場合)
- ◆コップ式自動販売機  
(屋内設置等、一定の条件を満たす場合)

#### ③ 廃止される業種

- ◆乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業へ)
- ◆ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出へ)
- ◆魚肉練り製品製造業(水産製品製造業へ)
- ◆缶詰又は瓶詰食品製造業(密封包装食品製造業又は届出へ)

#### ④ 統合により対象食品が拡大される業種

- ◆飲食店営業(喫茶店営業と統合)
- ◆菓子製造業(あん類製造業と統合)
- ◆食用油脂製造業  
(マーガリン・ショートニング製造業と統合)
- ◆みそ又はしょうゆ製造業(両営業を統合)
- ◆複合型そうざい製造業※
- ◆複合型冷凍食品製造業※  
※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等多品目への対応が可能

#### ⑤ 許可から届出に移行される業種

- ◆乳類販売業
- ◆冰雪販売業
- ◆冷凍冷蔵倉庫業

#### ⑥ 再編される業種

- ◆密封包装食品製造業  
(密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他容器包装に密封された食品)であって常温で保存可能なものを製造する営業)
- ◆冷凍食品製造業  
(そうざいの冷凍食品を製造する営業。そうざい以外の冷凍食品は、各該当業種へ)

### ✓ 営業届出制度について

#### 対象となる営業

- ◆営業許可業種以外の営業は、原則として**すべてが対象**となります。  
ただし、次の営業については対象外です。

(届出対象外の営業)

- 食品又は添加物の輸入業 ●食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(冷凍冷蔵倉庫業を除く)
- 常温保存可能な容器包装済食品を販売する営業 ●器具又は容器包装の輸入業又は販売業
- 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装を製造する営業








#### 食品衛生責任者の設置

- ◆調理師、製菓衛生師、栄養士、食品衛生責任者養成講習会を受講した者などを各届出施設に設置する必要があります。

#### 施設基準なし

- ◆施設基準はなく、手数料はかかりません。また、更新の手続きも不要です。

# 許可・届出の業種区分変更

	区分	改正後の業種区分	
		許可	届出
改正前の許可業種	<b>③</b> 廃止される業種(一部) <b>④</b> 統合により対象食品が拡大される業種 <b>⑥</b> 再編する業種 <b>→</b> いずれも取得する許可業種名が変更になる場合	 現在の有効期間満了にあわせて、 <b>改正後の施設基準による新業種の許可申請が必要</b>	
	《上記以外の許可業種》	 現在の有効期間満了にあわせて、 <b>改正後の施設基準による許可申請が必要</b>	
	<b>②</b> 一部の業態が許可から届出へ移行される業種 <b>③</b> 廃止される業種(一部) <b>⑤</b> 許可から届出に移行される業種		届出業種へ自動的に移行 (手続きは不要)
改正前の許可不要業種	<b>①</b> 新設される業種 <b>⑥</b> 再編される業種 (再編により新たに許可が必要となる場合)	 <b>新たに許可申請が必要</b>	
	《上記以外の営業》 ✓給食施設(許可を除く一部) ✓魚介類行商 ✓野菜果物を販売する営業 ✓許可不要の食品を製造する営業 等		

## 許可・届出に関する手続きの期限

区分	手続きの期限
<b>①</b> 新設される業種 <b>⑥</b> 再編される業種 (再編により新たに許可が必要となる場合)	✓ <b>令和6年5月31日</b> までに営業許可を取得
上記 <b>①⑥</b> 以外の現在許可を持っている営業者	✓ <b>現在の営業許可の有効期間満了</b> にあわせて許可取得
許可業種及び届出不要業種以外の営業者	✓ <b>令和3年11月30日</b> までに届出 ✓厚生労働省の「食品衛生等申請システム」を使用し、インターネットにより届出を行ってください。 (システムは令和2年12月現在調整中のため、稼働時期未定)

- ✓ **令和3年6月1日以降に開業される場合、許可取得又は届出を開業前に行ってください。**
- ✓ 営業許可施設の施設基準を令和2年度中に見直す予定です。
- ✓ 改正前の許可の有効期間中は、製造可能な食品も改正前の範囲に限られます。

R2.12.11発行

### 問い合わせ先

鳥取市保健所 生活安全課  
 中部総合事務所生活安全課  
 西部総合事務所生活安全課  
 県庁 暮らしの安心推進課

☎(0857)30-8552  
 ☎(0858)23-3117  
 ☎(0859)31-9321  
 ☎(0857)26-7284

FAX(0857)20-3962  
 FAX(0858)23-3266  
 FAX(0859)31-9333  
 FAX(0857)26-8171